

秋田県告示第32号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
山本郡八峰町峰浜目名瀉字目長田118番地
八峰町
- 2 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで